

山口県中山間地域振興条例の概要

【条例制定の趣旨】

山口県の中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能のみならず、国土の保全、自然環境の保全、食料の安定供給、県民と自然との豊かな触れ合いの場としての機能等の多面にわたる機能を有しており、県民が豊かな生活を営むために必要な県民共通の貴重な財産となっている。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少、少子・高齢化の急速な進展等により、農林水産業等の経済活動が停滞するとともに、集落の機能が大幅に低下しており、危機的状況に置かれている。

また、近時における市町村の合併の進展に伴い、行政区域が広域化する等、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化してきている。

このような状況の中で、市町及び県民との協働によって中山間地域の振興に取り組み、現在及び将来の県民の豊かな生活を確保することは、重要な課題である。

ここに、元気で活力に満ちた山口県の創造を目指して中山間地域の振興に取り組むこととし、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するため、本条例を制定する。

【条例の概要】

1 目的(第1条)

中山間地域の振興について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、振興施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の豊かな生活の確保に寄与する。

2 定義(第2条)

「中山間地域」とは、離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律及び過疎地域自立促進特別措置法により指定された区域等を示す。

3 県の責務(第3条)

県は、総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

4 市町との連携(第4条)

県は、総合的な施策の策定及び実施に当たり、市町との連携に努める。

5 国への提言(第5条)

県は、国に対し、中山間地域の振興に関する政策の提言を行うよう努める。

6 県民の責務(第6条)

県民は、中山間地域の有する多面にわたる機能について理解を深めるとともに、県が実施する中山間地域の振興施策に協力する責務を有する。

7 施策の基本方針(第7条)

中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施は、次の6つの基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

中山間地域の有する多面にわたる機能に関する県民の意識の啓発を図ること。

中山間地域の住民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。

定住を促進するための生活環境の整備及び住民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。

集落の育成並びに中山間地域の振興の担い手の育成及び確保を図ること。

農林水産業その他の中山間地域における産業の振興を図るとともに、中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。

中山間地域とその他の地域との間及び中山間地域相互間における多様な交流及び連携を図ること。

8 基本計画(第8条)

知事は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中山間地域の振興に関する基本的な計画を策定しなければならない。

9 市町および県民等に対する支援(第9条)

県は、市町が実施する中山間地域の振興に関する施策及び県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が中山間地域の振興に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努める。

10 推進体制の整備(第10条)

県は、施策を積極的に推進するための体制を整備する。

11 財政上の措置(第11条)

県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

12 年次報告(第12条)

知事は、毎年、県議会への報告及び公表を行う。

【施行期日】 公布の日から施行する。